

序章

計画の
基本的な
考え方

1 計画の位置づけ

平成27年3月に策定した第2次唐津市総合計画（以下「総合計画」という。）の前期基本計画（5年）に基づくこれまでの取り組みの成果と課題、加えて社会情勢の変化を踏まえ、総合計画に掲げた基本目標を実現するため、総合計画の後期5年間において取り組むべき施策をまとめた後期基本計画を策定するものです。

基本計画は、総合計画【基本構想】に掲げた本市における課題を解決するため、まちづくりの基本理念のもと将来都市像の実現を目指し、これまで以上に『選択と集中』を図りながら、基本目標単位に分野別の優先すべき主要な施策を「根幹となるべき施策」として体系化させたものです。また、新たにSDGs（持続可能な開発目標）やSociety5.0といった取り組みを踏まえたものにしています。

本計画に掲げられた施策は、分野別施策として集中的に実施すべき取り組みを個別計画において定めた上で、具体的な取り組みを展開させていくことになります。

基本構想

まちづくりの基本理念

『市民力・地域力によるまちづくり』

本市の将来都市像

『海と緑にかこまれたここちよい 唐津』

まちづくりの基本目標

基本目標1 快適な生活と安全・安心のまちづくり

基本目標2 全ての産業が調和して生き活き働くまちづくり

基本目標3 生涯を通じてここちよく暮らせるまちづくり

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

基本目標5 歴史と文化が輝く観光のまちづくり

基本目標6 市民の力を最大限に引き出すまちづくり

2 計画の目標年次

後期基本計画の目標年次は、2024年度（令和6年度）とします。

また、計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

3 計画のフォローアップ

本市の将来都市像を実現するためには、社会経済情勢の変化に対して柔軟に、かつ、適切に対応していく必要があります。

本計画は、取り組みの実施によりもたらされる市民の便益（アウトカム）を評価分析しながら、単位施策の概要や目標設定など必要に応じて見直しを図っていくこととします。

4 計画の見方

本計画は、「第1章 唐津市の根幹となるべき施策」と、「第2章 それぞれの特色を活かす地域別計画」により構成します。

「第1章 唐津市の根幹となるべき施策」は、基本構想で定めた『まちづくりの6つの基本目標』を柱として、分野別の複数の基本施策により構成しています。

基本施策は、将来都市像実現のために果たす役割を踏まえて現状と課題を整理し、課題解決に向け取り組む単位施策と、計画期間中に目指す目標値を掲げて施策を展開していくこととしています。なお、単位施策の具体的な取り組みは、年度別における予算事業や取り組み展開の実施手法等について、分野別の個別計画に別途掲げることとします。

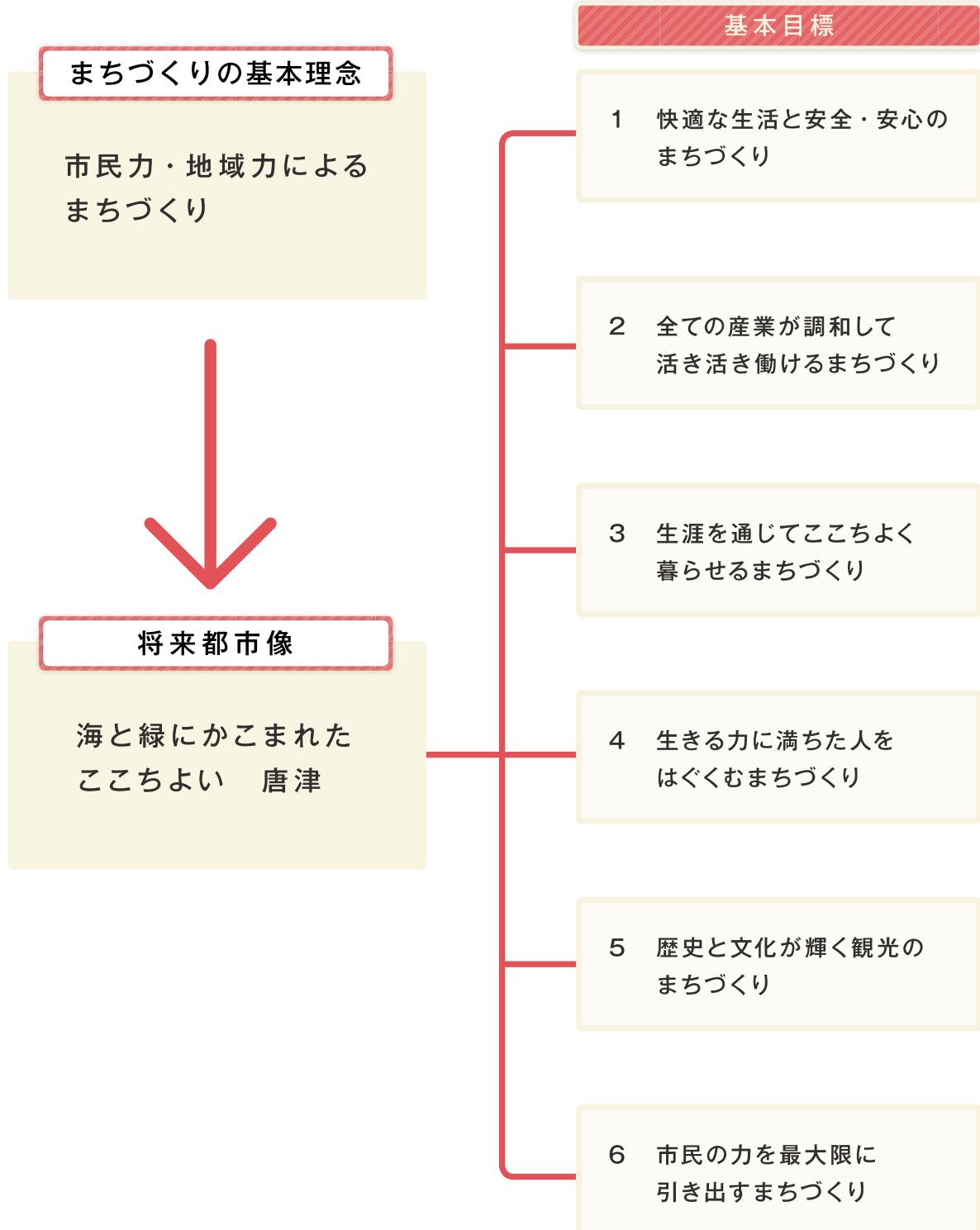
具体的な取り組みについては、個別計画に掲げられた事業を中心に、施策の評価分析結果や施策優先度等を判断材料として、年度ごとに事業予算化を図っていきます。

「第2章 それぞれの特色を活かす地域別計画」は、本市を5つの地域に区分し、地域における特徴や課題等を整理するとともに、固有の特性に応じ、地域力を活かしたまちづくりの方向性を掲げています。

地域別計画に掲げたまちづくりの方向性の具体的な取り組みは、個別計画を定めたうえで、施策優先度等を判断材料に事業予算化を図っていくこととします。

第2次総合計画の体系図

(基本構想・後期基本計画)



基本施策

| | |
|-----|-------------------|
| 1-1 | 消防防災体制の整備 |
| 1-2 | 地域防災力の向上と充実 |
| 1-3 | 自然と調和する快適な生活環境の保全 |
| 1-4 | 良質な飲料水の安定供給 |
| 1-5 | 中心部から各地域への交通網の整備 |
| 1-6 | 安らぎと安心をあたえる住環境の整備 |

| | |
|-----|----------------------|
| 2-1 | 後継者が育つ魅力ある農林水産業の振興 |
| 2-2 | 地域の魅力アップによる商工業の活性化 |
| 2-3 | コスメティック産業をはじめとした企業誘致 |
| 2-4 | 再生可能エネルギー関連産業の集積 |

| | |
|-----|---------------------|
| 3-1 | 持続可能で安定した救急医療体制の整備 |
| 3-2 | 市民のこころとからだの健康づくり |
| 3-3 | 安心して出産や子育てができる環境の整備 |
| 3-4 | 高齢者が元気に暮らせる環境づくり |
| 3-5 | 障がいのある人の自立と社会参加の促進 |

| | |
|-----|------------------------------------|
| 4-1 | 地域の将来を担う人材の育成 |
| 4-2 | 自然・歴史・文化を活かした生涯学習環境の整備と地域コミュニティの形成 |
| 4-3 | 全ての人の幸せにつながる人権教育・人権啓発の推進 |

| | |
|-----|----------------------|
| 5-1 | 唐津らしさが輝く交流による観光まちづくり |
| 5-2 | 文化活動の継承と文化交流の促進 |
| 5-3 | スポーツ環境の充実とスポーツ交流の促進 |
| 5-4 | 自然、歴史、文化を活かした景観等の整備 |
| 5-5 | 人、物、文化の交流拠点としての港湾の整備 |

| | |
|-----|--------------------------------|
| 6-1 | 男女共同参画の推進と、女性も男性も生き活きと輝ける環境づくり |
| 6-2 | 市民との協働によるまちづくりの推進 |
| 6-3 | 市民参画につながる広報広聴の充実 |
| 6-4 | 組織の変化に柔軟な庁舎運営の推進 |
| 6-5 | 健全で効率的な財政基盤の強化 |

[基本計画の例示と用語の補足]

基本目標

本市の将来都市像を実現するために掲げた目標です。

基本施策

基本目標を推進する基本的な方向性を示しています。

これまでの取り組みや現状

基本施策を取り巻く情勢や、本市における取り組み状況などを掲げています。

課題

基本施策の現状等をふまえて、解決すべき課題を整理しています。

単位施策

課題解決に向け、計画期間に集中的に取り組む施策を掲げています。
(※具体的取り組みは、個別計画を中心に年度ごとに予算事業化します。)

数値目標

基本施策により、目標年次で目指す目標を数値化しています。

個別計画

単位施策を具体的に推進するために定めている基本計画や実施計画、実行計画や中長期ビジョンなどを掲げています。

持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、唐津市としても積極的に取り組むこととしています。

[17 の ゴール]

- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



